

社会福祉施設等調査

介護サービス施設・事業所調査

調査対象施設・事業所の皆さまへ


平成30年 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 調査票の送付時期について

当調査では、事業の開始（都道府県等による指定）日により、調査票が2回送付される場合があります。

【 事業開始（指定）日と送付時期の関係 】

事業開始（指定）日	調査票送付時期
① 平成30年5月1日まで	9～10月 ※施設・事業所名等の印字のある事業のみご回答いただき、 <u>印字のない事業の追記はしないでください。</u> 注1 指定情報登録時のタイムラグにより、送付されないことがありますが、この場合も11月に送付されます。 注2 申請の時期によっては、②の場合であっても送付されることがあります。 注3 これまで全ての施設・事業所に記入していただいておりますが、一部のサービスでは無作為に選んだ施設・事業所を調査の対象とするため、事業を実施していても、調査の対象とならない施設・事業所があります。
②平成30年5月2日以降 9月30日まで	11月 ※施設・事業所名等の印字のない事業について、 <u>9～10月送付分への追記はしないでください。</u>
③平成30年10月1日以降	調査対象外のため、送付なし ※送付があった場合は、お手数ですが、調査事務局 (フリーコール：0120-577-714)までご連絡をお願いいたします。

2回送付の対象となる施設・事業所の皆さまにおかれましては、ご面倒でも、該当する時期に送付された調査票に印字のある事業のみご回答いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

 厚生労働省

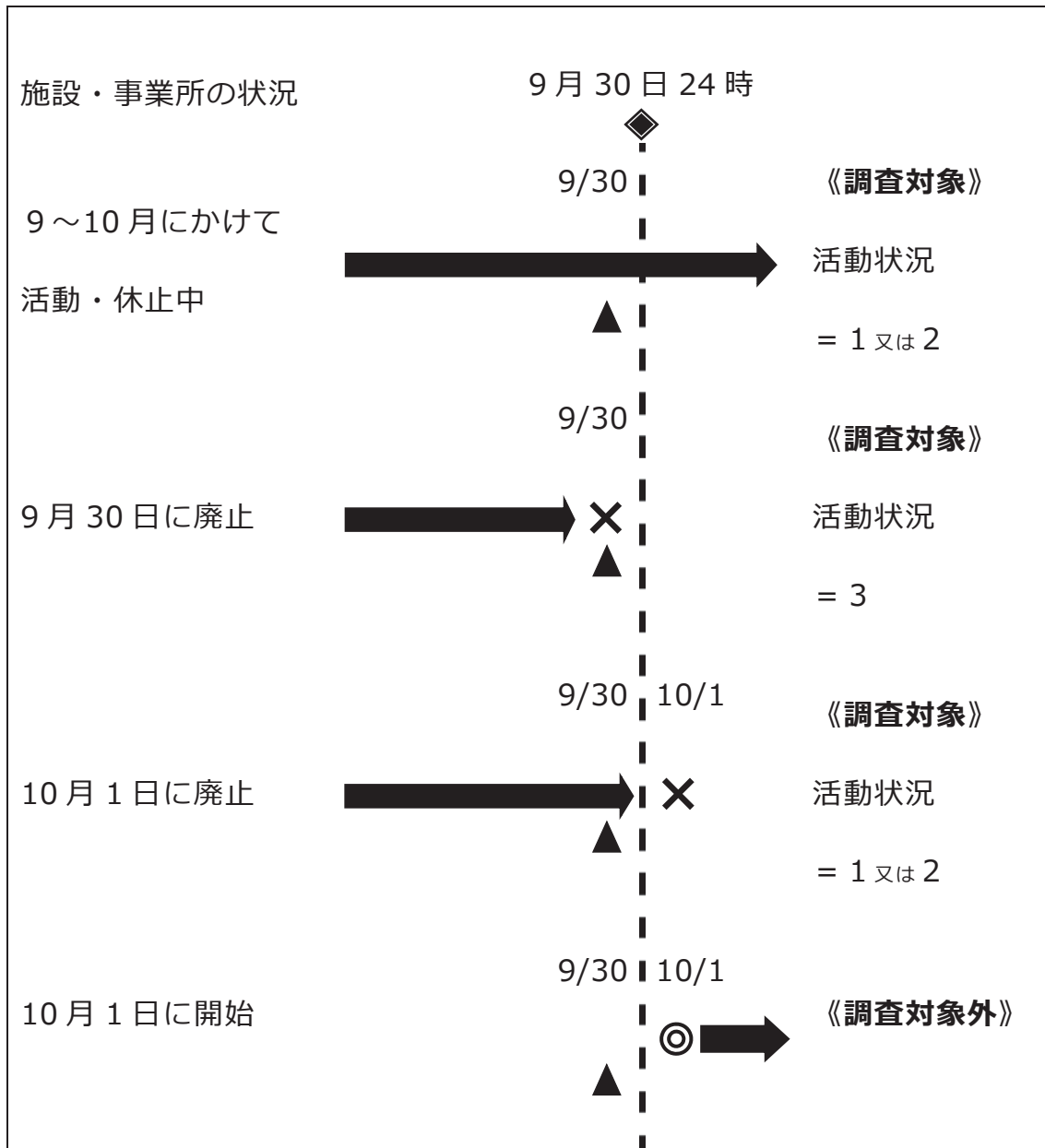
(裏面もご確認ください。)

(ご参考) 調査対象施設・事業所について

・基準時点 = 平成 30 年 9 月 30 日 24 時現在

【凡例】 ➡ : 活動中又は休止中 ▲ : 記入時点

◎ : 新規事業開始 ✕ : 廃止



※調査票では、活動状況 = 1 は「活動中」、= 2 は「休止中」、= 3 は「廃止」を表します。



政府統計

平成30年

社会福祉施設等調査

社会福祉行政推進のために実施します



調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力
いただけれますようお願い申し上げます。

平成30年調査より、調査方法を変更*したため、調査票が送付
されない施設があります。

*これまでの施設に記入していただいたとおりでしたが、一部のサービス(保育所、有料老人ホーム)では無作為に選んだ施設を調査の対象としたため、事業を実施していても調査の対象とならない施設があります。



厚生労働省

Q. 調査の目的は？

A. 社会福祉法に定める第1種または第2種社会福祉事業を行う全国の社会福祉施設等の全てを対象に、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的としています。

Q. どのような内容の調査をするの？

A. 施設数、在所者、従事者について毎年10月1日時点の状況を調査しています。また、3年周期で施設の構造、運営の実態、在所者の状況等の詳細な調査も行っています。

Q. いつ、どのような方法で調査するの？

A. 調査日ははさむ9月下旬～10月上旬 または11月中旬に調査事務局より調査票を郵送します。調査票が届かない場合は調査事務局までご連絡ください。

※ 調査事務局： TEL 0120-577-714

開設期間：平成30年9月21日(金)～12月28日(金)

月～金(祝日除く)10時～18時

Q. 必ず回答しないといけないの？

A. 法的には義務として定められていませんが、よりよい政策・サービスののためにも調査にご協力をお願いいたします。

Q. 調査結果はどう役立っているの？

A. 待機児童解消加速化プラン推進、障害福祉計画の作成や福祉人材確保対策の基礎資料として幅広く活用されています。調査結果等は<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>からご覧いただけます。

社会福祉施設等調査

検索

平成 30 年 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

調査票への記入方法が変わります

平成 30 年調査より、調査方法を変更[※]したため、調査票が送付されない施設・事業所や、送付されても回答していただく必要が無い場合があります。

※ これまで全ての施設・事業所に記入していただいておりますが、一部のサービス(保育所、有料老人ホーム、訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援)では無作為に選んだ施設・事業所を調査の対象としたため、事業を実施していても、調査の対象とならない施設・事業所があります。

① 事業を実施していても、調査の対象とならなかった場合は、調査票は送付されません。

(例) 有料老人ホームと特定施設入居者生活介護を実施している事業所で、有料老人ホームが調査の対象とならなかった場合

保護施設・老人福祉施設等調査票	
施設名	有料老人ホーム「ひまわり」
調査の対象とならなかったため、調査票は送付されません。	

居宅サービス事業所(福祉関係)票		
サービスの種類	事業所番号	事業所名
特定施設入居者生活介護	11111111111111111111	特定施設入居者生活介護

調査の対象となっているため、調査票が送付されます。

② 同じサービスで複数の事業所を運営している場合で、一方が調査の対象とならなかった場合は、調査の対象とならなかった事業所の調査票は送付されません。

(例) 通所介護サービスを複数実施している場合で、一方が調査の対象とならなかった場合

居宅サービス事業所(福祉関係)票		
サービスの種類	事業所番号	事業所名
通所介護	11111111111111111111	さくら通所介護事業所

調査の対象とならなかったため、調査票は送付されません。

居宅サービス事業所(福祉関係)票		
サービスの種類	事業所番号	事業所名
通所介護	112222222222	ひまわり通所介護事業所

調査の対象となっているため、調査票が送付されます。

③ 調査票の「事業所名」に「****」が印字されているサービスは、回答していただく必要はございません。

居宅サービス事業所(福祉関係)票		
サービスの種類	事業所番号	事業所名
通所介護	11111111111111111111	さくら通所介護事業所
訪問介護	11111111111111111111	**** 回答不要です ****

調査対象です。2ページ以降にもご回答ください。

調査対象外です。2ページ以降は回答していただく必要はございません。

調査票が送付された施設・事業所におかれましては、引き続き、調査にご協力いただきますよう、お願いいたします。

